

議案第21号参考資料

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年条例第31号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表(第2条、第5条関係)			別表(第2条、第5条関係)		
区分	報酬額（単位 円）	費用弁償の額	区分	報酬額（単位 円）	費用弁償の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
園歯科医	年額284,000以内において市長が定める額		園歯科医	年額427,000以内において市長が定める額	
(略)	(略)		(略)	(略)	
市街地整備アドバイザー	1回 25,600		旅費条例による3級職相当職	市街地整備アドバイザー	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

豊明市国民健康保険税条例（昭和47年豊明市条例第46号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項の介護</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項の介護</p>



イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,630円

(イ) 特定世帯 7,315円

(ウ) 特定継続世帯 10,973円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,550円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,060円

(イ) 特定世帯 2,030円

(ウ) 特定継続世帯 3,045円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,180円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,290円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,630円

(イ) 特定世帯 7,315円

(ウ) 特定継続世帯 10,973円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,550円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,060円

(イ) 特定世帯 2,030円

(ウ) 特定継続世帯 3,045円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,180円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,290円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が

に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき11,150円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,450円

（イ） 特定世帯 5,225円

（ウ） 特定継続世帯 7,838円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,900円

（イ） 特定世帯 1,450円

（ウ） 特定継続世帯 2,175円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金

2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき11,150円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,450円

（イ） 特定世帯 5,225円

（ウ） 特定継続世帯 7,838円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,900円

（イ） 特定世帯 1,450円

（ウ） 特定継続世帯 2,175円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金

課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,350円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

\_\_\_\_\_に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,460円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,180円

(イ) 特定世帯 2,090円

(ウ) 特定継続世帯 3,135円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世

課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,350円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,460円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,180円

(イ) 特定世帯 2,090円

(ウ) 特定継続世帯 3,135円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世

帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 160円

(イ) 特定世帯 580円

(ウ) 特定継続世帯 870円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1, 480円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について940円

(国民健康保険税の減免)

第27条 (略)

2 (略)

3 第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事由を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第

帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 160円

(イ) 特定世帯 580円

(ウ) 特定継続世帯 870円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1, 480円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について940円

(国民健康保険税の減免)

第27条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事由を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法

33号) 第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額\_\_\_\_\_」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」  
\_\_\_\_\_とする。

\_\_\_\_\_第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

豊明市遺児手当支給条例（平成4年豊明市条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（手当の支給期間等）</p> <p>第6条 （略）</p> <p><u>2</u> （略）</p>	<p>（手当の支給期間等）</p> <p>第6条 （略）</p> <p><u>2</u> <u>受給資格者が災害その他やむを得ない理由により第4条の認定の申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内に当該申請をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の申請をできなくなった日の属する月の翌月から始める。</u></p> <p><u>3</u> （略）</p>

豊明市介護保険条例（平成12年豊明市条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（保険料率）</p> <p>第6条 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,700円</u></p> <p>（2） 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,000円</u></p> <p>（3） 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,300円</u></p> <p>（4） 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,500円</u></p> <p>（5） 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66,100円</u></p> <p>（6） 次のいずれかに該当する者 <u>79,400円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を<u>控除</u>して得た額</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第6条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,600円</u></p> <p>（2） 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>44,200円</u></p> <p>（3） 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,600円</u></p> <p>（4） 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,200円</u></p> <p>（5） 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,100円</u></p> <p>（6） 次のいずれかに該当する者 <u>81,700円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を<u>控除</u>して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0</p>

\_\_\_\_\_とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 86,000円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 92,600円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 88,500円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 95,300円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 99,200円

ア 合計所得金額が340万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 105,800円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 119,100円

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 132,300円

(9) 次のいずれかに該当する者 102,100円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 108,900円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 122,500円

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 136,200円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（13） 前各号のいずれにも該当しない者 145,500円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,400円とする。

3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る次の各号に掲げる者の令和元年度における保険料率は、第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 第1項第1号に該当する者 23,100円

（2） 第1項第2号に該当する者 36,400円

（3） 第1項第3号に該当する者 44,600円

4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る次の各号に掲げる者の令和2年度における保険料率は、第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 第1項第1号に該当する者 19,800円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（13） 前各号のいずれにも該当しない者 149,800円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る次の各号に掲げる者の令和3年度から令和5年度までの保険料率は、前1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 前項第1号に該当する者 20,400円

（2） 前項第2号に該当する者 30,600円

（3） 前項第3号に該当する者 44,200円

(2) 第1項第2号に該当する者 29,700円

(3) 第1項第3号に該当する者 43,000円

豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年豊明市条例第39号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第12条（略）</p> <p><u>2</u>（略）</p> <p>（準用）</p> <p>第28条 <u>第21条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。</p> <p>（準用）</p>	<p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3</u> <u>指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4</u> <u>指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第12条（略）</p> <p><u>2</u> <u>指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>3</u>（略）</p> <p>（準用）</p> <p>第28条 <u>第22条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。</p> <p>（準用）</p>

第38条 第12条、第33条及び第34条の規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

(基本方針)

第39条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第20条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(準用)

第41条 第21条及び第22条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

第38条 第12条、第34条及び第35条の規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

(基本方針)

第39条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第21条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(準用)

第41条 第22条及び第23条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成28年豊明市条例第40号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p>	<p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4</u> <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>2</u> <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p>

豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成30年豊明市条例第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（指定介護予防支援の事業に係る一般原則）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（指定介護予防支援の事業に係る一般原則）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>

豊明市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年豊明市条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（指定居宅介護支援の事業に係る一般原則）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（指定居宅介護支援の事業に係る一般原則）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成15年豊明市条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p><u>第5条</u> 建築物の敷地面積は、それぞれ別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、同表<u>（エ）</u>欄に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>(壁面の位置の制限)</p> <p><u>第6条</u> 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、それぞれ別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、同表<u>（オ）</u>欄に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(建築物の高さの最高限度)</p> <p><u>第7条</u> 建築物の高さは、それぞれ別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、同表<u>（カ）</u>欄に掲げる数値を超えてはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>(建築物の形態又は意匠の制限)</p>	<p><u>(建築物の建蔽率の最高限度)</u></p> <p><u>第5条</u> 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）は、別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表<u>（エ）</u>欄に掲げる数値を超えてはならない。</p> <p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p><u>第6条</u> 建築物の敷地面積は、それぞれ別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、同表<u>（オ）</u>欄に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>(壁面の位置の制限)</p> <p><u>第7条</u> 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、それぞれ別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、同表<u>（カ）</u>欄に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(建築物の高さの最高限度)</p> <p><u>第8条</u> 建築物の高さは、それぞれ別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、同表<u>（キ）</u>欄に掲げる数値を超えてはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>(建築物の形態又は意匠の制限)</p>

第8条 建築物の形態又は意匠は、それぞれ別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、同表（キ）欄に掲げるものでなければならない。

（垣又はさくの構造の制限）

第9条 垣又はさくは、それぞれ別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、同表（ク）欄に掲げるものでなければならない。

（建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合の措置）

第10条 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合における第3条及び第5条第1項の規定の適用については、当該建築物又は当該敷地の全部について、これらの規定を適用する。

（建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合の措置）

第11条 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合における第3条及び第5条第1項の規定の適用については、当該建築物又は当該敷地の全部について、当該敷地の過半の属する計画地区に係る規定を適用する。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第12条 （略）

（公益上必要な建築物の特例）

第13条 （略）

（委任）

第14条 （略）

（罰則）

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に

第9条 建築物の形態又は意匠は、それぞれ別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、同表（ク）欄に掲げるものでなければならない。

（垣又はさくの構造の制限）

第10条 垣又はさくは、それぞれ別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、同表（ケ）欄に掲げるものでなければならない。

（建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合の措置）

第11条 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合における第3条及び第6条第1項の規定の適用については、当該建築物又は当該敷地の全部について、これらの規定を適用する。

（建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合の措置）

第12条 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合における第3条及び第6条第1項の規定の適用については、当該建築物又は当該敷地の全部について、当該敷地の過半の属する計画地区に係る規定を適用する。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第13条 （略）

（公益上必要な建築物の特例）

第14条 （略）

（委任）

第15条 （略）

（罰則）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に

処する。

(1) (略)

(2) 第4条、第5条第1項、第6条、第7条第1項及び第9条  
の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計  
図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を  
施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事  
施工者）

(3) (略)

(4) 建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割した  
ことにより、第5条第1項の規定に違反した場合における当該建築  
物の敷地の所有者、管理者又は占有者

2 (略)

第16条 (略)

別表第1（第2条関係）

【別記1 参照】

別表第2（第3条～第9条関係）

【別記2 参照】

処する。

(1) (略)

(2) 第4条、第5条、第6条第1項、第7条、第8条第1項及び  
第10条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計  
図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を  
施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事  
施工者）

(3) (略)

(4) 建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割した  
ことにより、第6条第1項の規定に違反した場合における当該建築  
物の敷地の所有者、管理者又は占有者

2 (略)

第17条 (略)

別表第1（第2条関係）

別表第2（第3条～第10条関係）

【別記1】

現行

名称	区域
前後駅南地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画前後駅南地区計画の地区整備計画が定められた区域
中島地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画中島地区計画の地区整備計画が定められた区域
新左山工業団地地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画新左山工業団地地区計画の地区整備計画が定められた区域
勅使台地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画勅使台地区計画の地区整備計画が定められた区域
ゆたか台中地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画ゆたか台中地区計画の地区整備計画が定められた区域
榎山地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画榎山地区計画の地区整備計画が定められた区域
阿野平地地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画阿野平地地区計画の地区整備計画が定められた区域
荒井地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画荒井地区計画の地区整備計画が定められた区域

改正後（案）

名称	区域
前後駅南地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画前後駅南地区計画の地区整備計画が定められた区域
中島地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画中島地区計画の地区整備計画が定められた区域
新左山工業団地地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画新左山工業団地地区計画の地区整備計画が定められた区域
勅使台地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画勅使台地区計画の地区整備計画が定められた区域
ゆたか台中地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画ゆたか台中地区計画の地区整備計画が定められた区域
榎山地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画榎山地区計画の地区整備計画が定められた区域
阿野平地地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画阿野平地地区計画の地区整備計画が定められた区域
荒井地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画荒井地区計画の地区整備計画が定められた区域
柿ノ木工業団地地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画柿ノ木工業団地地区計画の地区整備計画が定められた区域

【別記2】

現行

名称	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)
	計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度 (m <sup>2</sup> )	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度 (m)	建築物の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限
前後駅南地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 専用住宅(1戸建) (2) 工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの(法別表第2(と)項第3号(2の2)又は(4の4)に該当するものを除く。)で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内であり、かつ、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く。) (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	—	130 ただし、地域集会場はこの限りでない。	—	—	—	—
	B地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの(法別表第2(と)項第3号(2の2)又は(4の4)に該当するものを除く。)で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内であり、かつ、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下の	—	—	—	—	—	—

		ものを除く。 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習場 (5) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎					
	C地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗若しくは事務所が2階以上の部分にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの					
中島地区整備計画区域	全域	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の5の3で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習場 (5) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (6) 法別表第2(ほ)項に掲げる建築物	—	130	—	—	—
新左山工業団地地区整備計	A地区	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 倉庫	—	1,000	道路からの後退距離にあっては2m、その他の	20	敷地境界線から2m未満の距離に存する

画区域		(2) 工場(法別表第2(る)項第1号で定めるものを除く。) (3) 前各号の建築物に附属し、用途上不可分のもの(法別表第2(る)項第2号で定めるものを除く。)			境界線(隣地が当該地区整備計画区域内である場合の敷地境界線からの後退距離は緩衝緑地として1m)からの後退距離にあつては5m		垣又はさくは、生垣又はフェンスその他の透視性のある鉄さく等(基礎を有する場合にあつては、基礎の高さ(敷地地盤面からの高さをいう。)が0.6m以下のものに限る。)としなければならない。
	B地区	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 工場(法別表第2(る)項第1号で定めるものを除く。) (2) 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの(法別表第2(る)項第2号で定めるものを除く。)					
勅使台地区整備計画区域	一戸建専用住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。ただし、公園その他これに類するものにおいて公共の用に供される建築物は除く。 (1) 一戸建専用住宅 (2) 前号に附属する物置又は自動車車庫	10/10	200	1m。ただし、住宅部分と別棟とした附属建築物で、軒の高さが2.3m以下でかつその面積が10m <sup>2</sup> 以下のもの及び自動車車庫はこの限りでない。	—	垣又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎であるブロックその他これに類するもので高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが2.1mまでの門柱及びその
	一戸建兼用住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 一戸建専用住宅 (2) 一戸建店舗(建築基準法施行令第130条の5の2で定める用途に供するものに限る。)兼用住宅 (3) 前二号に附属する物置又は自動車車庫	15/10				
	店舗用地区	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。	—	300			

		<p>(1) 物品販売業を営む店舗</p> <p>(2) 飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業の用に供するものを除く。）</p> <p>(3) 前二号の附属建築物</p> <p>(4) 第1号又は第2号の建築物で住宅の用途を兼ねる物（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものを除く。）</p>			<p>の高さが2.3m以下でかつその面積が20m<sup>2</sup>以下のもの及び自動車車庫はこの限りでない。</p>	<p>0m</p> <p>(2) 建築物の各部分の高さにあつては、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの</p>	<p>内壁にあつてはこの限りでない。</p>
ゆたか台中地区整備計画区域	A地区		15 / 10		<p>外壁又はこれに代わる柱の面から、隣地境界線までの距離にあつては0.5m、道路（幅員が16m以上のものは除く。）境界線までの距離にあつては1mとする。ただし、附属建築物である自動車車庫はこの限りでない。</p>	20m	<p>垣又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎であるブロックその他これに類するもので高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが2.1mまでの門柱及びその内壁にあつてはこの限りでない。</p>
	B地区						

<p>榎山地区 整備計画 区域</p>	<p>全域</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。  (1) 一戸建住宅  (2) 一戸建兼用住宅で、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、学習塾、華道教室、茶道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50m<sup>2</sup>を超えるものを除く。）  (3) 集会所  (4) 前各号の建築物に附属するもの</p>	<p>10 / 10</p>	<p>200</p>	<p>(1) <u>道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面</u>（以下「外壁等」という。）<u>までの距離</u>は1m以上とする。ただし、道路隅切り部については、それぞれの道路境界を延長した線をみなし境界線とする。  (2) <u>隣地境界線から外壁等までの距離</u>は0.75m以上とする。  (3) 次の建築物等は前各号を適用しない。  ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さが3m以下の部分  イ 自動車車庫で軒の高さが3m以下のもの  ウ 玄関ポーチ  エ 幅2.5m以下の出窓</p>	<p>(1) 建築物の軒の高さは7mを超えてはならない。  (2) 建築物の高さは10mを超えてはならない。  (3) 建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じたものに5mを加えたものを超えてはならない。</p>	<p>—</p>	<p>(1) 垣又はさくの構造は、生け垣又はフェンスとし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、片袖の長さが2m以下であり、かつ、高さが1.5m以下の門柱にあってはこの限りでない。（公共施設は除く。）  (2) フェンスを設置するときは、敷地の地盤面からの高さを1.2m以下とし、かつ、基礎の高さを0.6m以下とし、通風性があるものとする。（公共施設は除く。）</p>
-----------------------------	-----------	---	----------------	------------	--	---	----------	--

阿野平地 地区整備 計画区域	全域	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) <u>建築基準法</u> （昭和25年法律第201号）別表第2（は）項に掲げる建築物以外の建築物 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場	—	150	(1) <u>道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面</u> （以下「外壁等」という。）までの距離は1m以上とする。 (2) <u>隣地境界線から外壁等までの距離</u> は0.5m以上とする。 (3) 次の建築物又は建築物の部分については前各号を適用しない。 ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の部分 イ 物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10m <sup>2</sup> 以内の建築物	—	(1) 道路境界線から1m未満の距離に設置する垣又はさくの構造は、生け垣あるいは通風性のあるフェンス・鉄さく等とし、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。 ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが2.1m以下の門柱にあってはこの限りでない。
----------------------	----	---	---	-----	---	---	--

荒井地区 整備計画 区域	全域	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 畜舎 (4) 倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの	—	—	—	—	—	—
--------------------	----	---	---	---	---	---	---	---

改正後

名称	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)
	計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率の最高限度	建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度 (m <sup>2</sup> )	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度 (m)	建築物の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限
前後駅南 地区整備 計画区域	A地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 専用住宅 (1戸建) (2) 工場 (パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの (法別表第2 (と) 項第3号 (2) の2) 又は (4) の4) に該当するものを除く。) で、作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以下であり、かつ、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く。 (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	—	—	130。ただし、地域集会場はこの限りでない。	—	—	—	—

	B地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの（法別表第2（と）項第3号（2の2）又は（4の4）に該当するものを除く。）で、作業場の床面積の合計が50㎡以下であり、かつ、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く。） (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習場 (5) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎						
	C地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗若しくは事務所が2階以上の部分にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの						
中島地区 整備計画 区域	全域	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の5の3で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (3) ホテル又は旅館	—	—	130	—	—	—

		(4) 自動車教習場 (5) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 (6) 法別表第2(ほ)項に掲げる建築物							
新左山工業団地地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 倉庫 (2) 工場(法別表第2(る)項第1号で定めるものを除く。) (3) 前2号の建築物に附属し、用途上不可分のもの(法別表第2(る)項第2号で定めるものを除く。)	—	—	1,000	道路からの後退距離にあつては2m、その他の境界線(隣地が当該地区整備計画区域内である場合の敷地境界線からの後退距離は緩衝緑地として1m)からの後退距離にあつては5m	20	—	敷地境界線から2m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又はフェンスその他の透視性のある鉄さく等(基礎を有する場合にあつては、基礎の高さ(敷地地盤面からの高さをいう。)が0.6m以下のものに限る。)としなければならない。
	B地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 工場(法別表第2(る)項第1号で定めるものを除く。) (2) 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの(法別表第2(る)項第2号で定めるものを除く。)							
勅使台地区整備計画区域	一戸建専用住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、公園その他これに類するものにおいて公共の用に供される建築物は除く。 (1) 一戸建専用住宅 (2) 前号に附属する物置又は自動車車庫	10/10	—	200	1m。ただし、住宅部分と別棟とした附属建築物で、軒の高さが2.3m以下でかつその面積が10㎡以下のもの及び自動車車庫はこの限りでない。	(1) 建築物の高さにあつては10m (2) 建築物の軒の高さにあつては7m (3) 建築物の各部分の高さにあつては、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方	—	垣又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎であるブロックその他これに類する
	一戸建兼用住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 一戸建専用住宅 (2) 一戸建店舗(建築基準法施行令第130条の5の2で定める用途に供するものに限る。)兼用住宅 (3) 前2号に附属する物置又は自動車車庫	15/10						

		庫				向の水平距離に 1. 25を乗じて得たものに5mを加えたもの	もので高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが
	店舗用地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 物品販売業を営む店舗 (2) 飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業の用に供するものを除く。） (3) 前2号の附属建築物 (4) 第1号又は第2号の建築物で住宅の用途を兼ねる物（ <u>延べ床面積</u> の2分の1以上を居住の用に供するものを除く。）	—	300	1m。ただし、附属建築物で、軒の高さが2.3m以下でかつその面積が20㎡以下のもの及び自動車車庫はこの限りでない。	(1) 建築物の高さにあつては10m (2) 建築物の各部分の高さにあつては、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの	2. 1mまでの門柱及びその内壁にあつてはこの限りでない。
ゆたか台中地区整備計画区域	A地区	—	15 / 10	—	隣地境界線からの後退距離にあつては0.5m、道路（幅員が16m以上のものは除く。）境界線からの後退距離にあつては1mとする。ただし、附属建築物である自動車車庫はこの限りでない。	20	垣又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎であるブロックその他これに類するもので高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが
	B地区	—	—	—			

								2. 1mまでの門柱及びその内壁にあってはこの限りでない。
榎山地区整備計画区域	全域	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 一戸建住宅 (2) 一戸建兼用住宅で、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、学習塾、華道教室、茶道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの (これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。) (3) 集会所 (4) <u>前3号</u> の建築物に附属するもの	10 / 10	二	200	(1) <u>道路境界線からの後退距離</u> は1m以上とする。ただし、道路隅切り部については、それぞれの道路境界を延長した線をみなし境界線とする。 (2) <u>隣地境界線からの後退距離</u> は0.75m以上とする。 (3) 次の建築物等は <u>前2号</u> を適用しない。 ア外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さが3m以下の部分 イ自動車庫で軒の高さが3m以下のもの ウ玄関ポーチ エ幅2.5m以	(1) 建築物の軒の高さは7mを超えてはならない。 (2) 建築物の高さは10mを超えてはならない。 (3) 建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じたものを超えてはならない。	(1) 垣又はさくの構造は、生け垣又はフェンスとし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、片袖の長さが2m以下であり、かつ、高さが1.5m以下の門柱にあってはこの限りでない。 (公共施設は除く。) (2) フェンスを設置するときは、敷地の地盤面からの高さを1.2m以下とし、かつ、基礎の

						下の出窓		高さを0.6m以下とし、通風性があるものとする。 (公共施設は除く。)
阿野平地 地区整備 計画区域	全域	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場	—	—	150	(1) <u>道路境界線からの後退距離</u> は1m以上とする。 (2) <u>隣地境界線からの後退距離</u> は0.5m以上とする。 (3) 次の建築物又は建築物の部分については前2号を適用しない。 ア外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の部分 イ物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3m以下で、かつ後退距離の	—	(1) 道路境界線から1m未満の距離に設置する垣又はさくの構造は、生け垣あるいは通風性のあるフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが2.1m以下の門柱

						限度に満た ない部分の 床面積の合 計が10㎡ 以下の建築 物			にあつては この限りで ない。
荒井地区 整備計画 区域	全域	次に掲げる建築物は、建築してはなら ない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類 するもの (3) 畜舎 (4) 倉庫でその用途に供する部分の床 面積の合計が3,000㎡を超えるも の	—	—	—	—	—	—	—
柿ノ木工 業団地地 区整備計 画区域	A地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建 築してはならない。 (1) 製造業(日本標準産業分類に掲げる 大分類E—製造業に属するものに限 る。)を営む工場、当該工場に関連する 研究開発施設又は産学連携を活かした 健康長寿分野に関する研究開発施設。 ただし、次に掲げるものを除く。	15 / 10	6 / 10	2,000	後退距離 は、次の各号 に掲げるとお りとする。た だし、守衛所、 自転車置場そ の他これらに 類する用途に 供し、軒の高 さが3m以下 で、かつ後退 距離の限度に 満たない部分 の床面積が1 5㎡以下であ る建築物等を 除く。 (1)道路1号、	—	—	垣又はさく は、生垣又は 透視性のある フェンス等 (基礎を有す る場合にあつ ては、敷地地 盤面からの高 さが0.6m までの基礎に 限る。)としな ければならな い。
	B地区	ア法別表第2(ぬ)項第3号8の3、1 3及び13の2に掲げるもの イ法別表第2(る)項第1号及び第2号 に掲げるもの ウ産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃 に関する法律(昭和45年法律第1 37号)第2条第4項に規定するも のをいう。)の収集、運搬又は処分の 用に供するもの (2)前号に掲げる建築物に附属するもの	20 / 10				15		
	C地区								
	D地区								

3号、4号、6号に接する道路の境界線においては、2m以上とする。

(2) 緑地1号、2号、3号、6号、7号、8号に接する道路又は地区計画区域の境界線においては、15m以上とする。

(3) 緑地4号に接する地区計画区域の境界線においては、地区整備計画の計画図に示す緑地4号の幅員以上とする。

(4) 緑地5号に接する地区計画区域の境界線においては、地区整備計画の計画図に示す緑地5号の幅員以上とする。

(5) 調整池1号の境界線の西側において

					<u>は、17m以上とする。</u> <u>(6) 調整池2号の境界線においては、5m以上とする。</u> <u>(7) その他の道路又は水路の境界線においては、5m以上とする。</u>		
--	--	--	--	--	---	--	--

豊明市消防団条例（昭和47年豊明市条例第81号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(任命)</p> <p>第5条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき<u>豊明市長</u>が任命し、団長以外の団員は、次の各号に掲げる資格を有する者のうちから<u>豊明市長</u>の承認を得て団長が任命する。<u>ただし、団長の推せんについては分団長の定数の過半数以上の推せんをもって消防団より推せんされたものと見なすことができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(欠格事項)</u></p> <p>第6条 次の各号の1に該当する者は、<u>団員となることができない。</u></p> <p><u>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者</u></p> <p><u>(2) 第7条の規定により、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p><u>(3) 6月以上豊明市内の居住地を離れて生活する者</u></p> <p>(分限)</p> <p>第7条 任命権者は、団員が次の各号の<u>1</u>に該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1) 勤務実績が<u>よくない</u>場合</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(任命)</p> <p>第5条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき<u>市</u>市長が任命し、団長以外の団員は、次の各号に掲げる資格を有する者のうちから<u>市</u>市長の承認を得て団長が任命する。</p> <hr/> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(欠格事項)</u></p> <p>第6条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、<u>団員となることができない。</u></p> <p><u>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p><u>(2) 第8条の規定により、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <hr/> <p>(分限)</p> <p>第7条 任命権者は、団員が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1) 勤務実績が<u>良くない</u>場合</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

2 団員は、次の各号の1に該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前項各号の1に該当するに至ったとき。

(2) 第5条第1号に規定する資格を有しないこととなったとき。

(懲戒)

第8条 任命権者は、団員が次の各号の1に該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。ただし、団長の行う懲戒処分は、豊明市長の承認を得なければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(退職)

第9条 団員が退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願出て、その承認を得なければならない。

(団員が居住地を離れる場合の義務)

第11条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては豊明市長に、その他の団員にあつては、団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

(費用弁償)

第15条 分団長以上の者が公務のため旅行したときは、豊明市一般職の職員の旅費に関する条例(昭和47年豊明市条例第36条)を適用する。

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第1号に該当するに至ったとき。

(2) 第5条第1号に該当しなくなったとき。ただし、居住地又は勤務地が当該消防団の区域の近隣であり、かつ、その者が引き続き団員として活動ができると任命権者が認めるときは、この限りでない。

(懲戒)

第8条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。ただし、団長の行う懲戒処分は、市長の承認を得なければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(退職)

第9条 団員が退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願出て、その承認を得なければならない。

(団員が居住地を離れる場合の義務)

第11条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の団員にあつては、団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

(費用弁償)

第15条 団員が水火災又は地震等の災害、警戒及び訓練の職務に従事するときは、次の費用弁償を支給する。

(1) 災害出動 1回につき 2,000円

(2) 警戒出動 1回につき 2,000円

(3) 訓練出動 1回につき 1,000円

2 団員が公務のため旅行したときは、豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例により旅費を支給する。